

大阪府立労働センター本館1階・軽食喫茶店等出店営業に係る仕様書

1 使用許可物件

使用許可物件（以下「許可物件」という。）は次のとおりです。

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	位置図
大阪府立労働センター本館1階 大阪市中央区北浜東3番14号	軽食喫茶店・厨房 55.86㎡	1式	募集要項6頁

2 経費の負担

- (1) 光熱水費、夜間等警備及び空調保守点検費用等、許可物件の維持管理に通常必要とする経費（以下「共通経費」という。）は営業事業者の負担になります。

光熱水費については、電気、ガス・水道の各事業者からの請求額を全体の使用量で除した単価をもって許可物件に設置した子メーターによる使用量に乗じて得た額とします。

光熱水費以外の共通経費については、共益費として事業者の負担とします。共益費の月額単価（令和5年度）は、1㎡あたり759.1円（税抜き）です。共益費は次年度以降、変動する可能性があります。

以上の経費にかかる請求は、大阪府立労働センター（以下「エル・おおさか」という。）の指定管理者が毎月行います。

- (2) 年間2回の害虫駆除、厨芥以外の普通ごみ処理は共益費において指定管理者が行いますが、清掃及び食品衛生管理上必要な許可物件の維持管理は、営業事業者が自ら行うか、又は専門業者との間で直接委託等することとし、これに要する経費及びその他の軽食喫茶店に係る経費は営業事業者の負担とします。
- (3) 物品の搬入・廃棄物の搬出等のため、エル・おおさか駐車場に業務用車両を常時かつ長時間駐車する必要がある場合には、別途駐車場使用許可手続きが必要となります。

3 使用条件等

- (1) 営業日・時間

営業日及び営業時間は、エル・おおさかの出入口開閉時間を考慮の上、営業事業者が定めることとします。ただし、平日の午前9時00分から午後4時00分の間は、特別な事情のない限り必ず営業しなければなりません。（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの休館日はのぞきます。）

- (2) エル・おおさかの出入口開閉時間等

- ・エル・おおさかの開館時間は、平日及び土日祝日の午前9時00分から午後9時00分です。
- ・エル・おおさかの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までです。
- ・開館日における来館者用出入口の開扉は、午前8時00分、閉扉は午後9時15分です。
- ・夜間通用口は、常時通行可能ですが、閉館日の終日及び開館日の閉館時間帯における入退館の際は、大阪府（以下「府」という。）への届けが必要で。
- ・許可物件への入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、大阪府知事の指示に従うものとします。

- (3) 身分証の携行・表示

営業事業者は、エル・おおさか内に入出入りする従業者に対し、身分証を携行・表示させるものとします。

- (4) 火元責任者の配置

許可物件には、常勤の火元責任者を配置し、従業者を含めて防火管理を徹底するものとします。

- (5) 空調時間

冷暖房等の空調は、エル・おおさか1階フロア全体の空調となり、その時間は午前8時00分から午後9時00分までです。

- (6) エル・おおさか敷地内禁煙について
エル・おおさか敷地内は終日禁煙としていますので、従業員等に徹底していただくとともに、許可物件内も全面禁煙とします。また、許可物件内には禁煙表示を行ってください。
- (7) 食材・物品類の搬入・搬出について
食材、販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行なう際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮してください。駐車場所及び搬入出経路は、あらかじめ府の指示を受けた方法によることとします。
- (8) 許可物件の現状について
許可物件には、建物の経過年数に伴う壁面・床面等の傷み・汚れがあります。府は使用許可前後に関わらず、これらの傷み・汚れの修復は行いません。クリーニングや模様替えを行おうとするときは、あらかじめその内容について府と協議の上、営業事業者の負担により行ってください。
- (9) 厨房設備・備品等
厨房設備・什器・備品等については、営業事業者の費用負担により用意してください。
- (10) 提供メニュー
軽食及びドリンクは必ず提供し、施設としてふさわしいメニューを提供するものとします。価格については、来館者が利用しやすい価格とすることとします。
- (11) 営業事業者は、利用者のメニュー・サービス等に関する要望・提案については、可能な限り業務運営に反映させるよう努めてください。
- (12) 酒類等の販売は禁止します。
- (13) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて営業事業者の負担で行うこととします。
- (14) 営業事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて営業事業者の責任と負担において対処しなければなりません。
- (15) 許可物件以外での張り紙、看板等の表示は認めません。
- (16) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこととします。
- (17) 許可物件における一切の事故及びトラブルについては、営業事業者において処理することとします。
- (18) 非常時の対応
府域において大地震、大型台風、大規模事故・事件、その他社会的影響の大きな災害等が発生した場合で、その対策上、許可スペースが必要と大阪府知事が判断したときは、許可物件での営業を休止していただき、府が必要なスペースを使用できるものとします。
なお、この場合における使用料等の取扱いについては、その都度、協議するものとします。
- (19) 許可物件は、善良な管理者の注意義務をもって維持管理するものとします。

4 原状回復

営業事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を府に請求することができません。

5 参考データ（現状）

エル・おおさかの来館者数	806, 820人（令和元年度実績）
	427, 135人（令和2年度実績）
	577, 217人（令和3年度実績）
	759, 479人（令和4年度実績）

6 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して疑義が生じた場合は、府と個別に協議しなければならないものとします。